



平成22年5月25日

各 位

会社名 新光製糖株式会社
代表者名 代表取締役社長 樋口 洋一
(JASDAQ・コード 2113)
問合せ先 取締役総務担当 砂岡 睦夫
電話 06-6939-1201

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月21日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成22年6月24日開催予定の第95期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、会社法第427条第1項の規定により、定款に第27条（社外取締役との責任限定契約）及び第35条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。なお、第27条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、本条文の新設に伴い必要となる条文の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成22年6月24日
定款変更の効力発生予定日	平成22年6月24日

以上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款		変 更 案	
	(新設)	<u>第27条</u>	<u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
第27条～	(条文省略)	第28条～	(現行どおり)
第33条		第34条	
	(新設)	<u>第35条</u>	<u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
第34条～	(条文省略)	第36条～	(現行どおり)
第36条		第38条	

以上